

利根町パブリックコメント実施結果表

| 1. パブリックコメント実施の概要 | | | |
|--------------------|--|--|---|
| 政策等の名称 | 利根町健康増進等複合施設条例（案）に対する意見書 | | |
| 意見等募集期間 | 令和 6 年 10 月 9 日（水）から令和 6 年 11 月 8 日（金）まで | | |
| 意見等提出者数及び整理番号 | 1 名 (NO.1 ~NO.8) | | |
| 意見等提出件数 | 8 件 | | |
| 2. 意見等の概要と実施機関の考え方 | | | |
| NO. | ページ・該当箇所 | 提出された意見等の概要 | ・意見等に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由 |
| 1 | 第 2 条 | 施設の名称は、楽しく利用、活動できるイメージの名称を定めてはどうか。名称を公募するのもよい。 | 施設の名称につきましては、今年度においては募集をする予定はございませんが、現在、担当課において施設機能をイメージできる名称で、誰もが呼びやすく覚えやすい、町民から愛され親しまれる名称をいくつか検討しております。その中から町 |

| | | | |
|---|-------------|--|--|
| | | | 民の方に選んでいただくのか、町民の方から施設の名稱を募集するのか、来年度開設以降、利用者のお声を伺いながら検討してまいります。 |
| 2 | 第4条 | 利根町には、ギャラリーがないが、今回を機に展示室をギャラリーとして位置づけてはどうか。また、名稱も別途定めてはどうか。 | 展示室につきましては、地域住民の方の要望により旧文小学校や町の歴史的な資料などを展示する部屋として設定する予定で、ギャラリーとして一般にお貸しし、絵画、写真等を展示する用途ではないため、名稱の変更は考えておりません。 |
| 3 | その他 (要望) | 多目的室(サクラ、カンナ)は、大きなスペースが必要な場合を考慮して、ひとつの部屋になるよう境を必要に応じて開放できるようにしてはどうか。 | 建物の構造上、多目的室の間の壁を取り払うことはできません。大きなスペースが必要な場合は、体育館や他の公共施設の利用をご検討ください。 |
| 4 | その他 (要望) | 多目的室で、壁面の展示を行うことを考え、壁面にピクチャーレールを敷設してはどうか。 | 多目的室内については、壁面へのピクチャーレールの設置は予定しておりません。今後、部屋の利用状況やご要望等があれば、廊下側の設置も含め検討してまいります。 |
| 5 | その他 (要望) | 多目的室で映像を映すスクリーンの設置が必要と考える。 | スクリーンの設置は予定しておりません。小学校で使用していたモニターを利用して映像を映せるよう対応いたします。 |

| | | | |
|---|-------------|---|---|
| 6 | その他 (要望) | 展示室壁面にピクチャーレールを敷設することにより、飾りつけの作業が容易になり安全性も高まる。現在は、老朽化したパネルを使って設置、展示しており、重量もあり、搬出入、組み立てに多くの労力を必要としている。 | 上記（NO. 2）と同様の理由により、現状は一般の方への貸出はいたしません。展示室として学校や町の歴史的な資料などの展示を行う予定ですので、今後展示に伴い、必要があれば検討してまいります。 多数の展示は難しいですが、廊下側にピクチャーレールを設置することが可能と考えておりますので、用途内容にもよりますが必要があれば検討してまいります。 |
| 7 | その他 (要望) | 展示室の照明について、会場内の明暗を平準化し、作品を見やすくするため、照明器具の設置が必要。 | 上記（NO. 2）と同様の理由により、一般の方への貸出はいたしません。学校や町の歴史的な資料など展示を行う際に照明設置は必要と考えております。見やすくするための照明設置については今後必要があれば検討してまいります。 |
| 8 | その他 (要望) | 展示室の入口に展示内容のポスターなどを貼る場所の設置があれば良いと考える。 | 上記（NO. 2）と同様の理由により、一般の方への貸出はいたしません。学校や町の歴史的な資料などの展示を行う予定ですので、室内の展示内容の表示等は必要と考えておりますので、今後検討してまいります。 |

附則の施行期日については、パブリックコメント時には空欄とさせていただいておりましたが、現時点においても利根町健康増進等複合施設の開設時期が不透明なため、「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。」とさせていただきます。